

社会福祉法人千葉ベタニヤホーム 監事報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人千葉ベタニヤホームの監事の報酬について定めるものである。

(理事会等の出席に関する報酬)

第2条 監事が理事会、監事会、評議員会に出席したときは、1日あたり10,000円の報酬を支払う。
尚、同日にあわせて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合であっても、第3条の報酬は支払わない。

(運營業務に対する報酬)

第3条 監事が、第2条に基づき報酬が支払われる日以外の日において、法人及び施設の運営のための業務（法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務を含む。）にあたった場合は、1日あたり10,000円の報酬を支払う。

(出張旅費等)

第4条 監事が、法人業務のため出張した場合は、別に定める出張旅費規程により旅費等を支給することができる。

2 監事が業務遂行に必要な経費を支出した場合は、実費を原則として支給することができる。

3 前2項の支給は原則として、出張または業務遂行の終了後に行う。ただし、必要により事前に概算額を支払い、出張または業務遂行の終了後に清算することができる。

附則

この規定は、平成29年6月26日より適用する。

この第2条、3条、第4条の改正は、平成30年6月27日に改正。平成30年6月1日に遡り施行する。